

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第4項の規定によって同法第6条第2項の規定による届出とみなされる同法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る届出事項の変更をした旨の届出があったため、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに枚方市長に意見書を提出することができる。

令和4年3月11日

枚方市長 伏見 隆

1 届出の概要

(1) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

京阪枚方ステーションモール Bブロック

枚方市岡東町173番地の1

(3) 届出をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

京阪ホールディングス株式会社

代表取締役 石丸 昌宏

枚方市岡東町 173 番地の 1

(4) 変更年月日

令和4年10月29日

2 届出年月日

令和4年2月28日

3 縦覧場所等

(1) 縦覧場所

枚方市観光にぎわい部商工振興課

(2) 縦覧期間

令和4年3月11日から同年7月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

4 意見書の提出先

- ・持参の場合

枚方市観光にぎわい部商工振興課

- ・郵送の場合

〒573-8666

枚方市大垣内町二丁目1番20号

枚方市観光にぎわい部商工振興課